

自治基本条例を推進するための庁内アンケート結果集計

当アンケートは、自治基本条例を推進するために、寒川町役場の現状を把握することと、今後の基礎的な検討資料にすることを目的として、平成26年3月4日（火）から3月14日（金）の期間で、役場の各課等単位で実施させていただいたものです。

回答にあたっては、各課等の庶務担当において集約していただき、課等全体に係る質問項目については、課等の長の判断により回答をお願いしました。

この結果集計は、寒川町役場の32の課等からいただいた回答を集計したものとなります。

寒川町まちづくり推進会議

(町民参加研究部会)

平成26年6月

- (1) 町民と町が適切な役割分担のもとに協力しあい、魅力的で住みよい町とするため、次のまちづくりの指針が定められています。

～指針省略～

あなたの課の業務は上の1から8までのどの番号に該当しますか。(複数選択可)

指 針	回答数	比 率
1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	5	8.77%
2 子育て環境の整ったまちづくり	4	7.02%
3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	6	10.53%
4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	8	14.04%
5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり	5	8.77%
6 保健と福祉の充実したまちづくり	5	8.77%
7 産業が発展し活力のあるまちづくり	4	7.02%
8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	12	21.05%
9 該当なし	8	14.04%

回答数：57

- (2) まちづくり推進会議で実施した町民活動団体アンケートでは、魅力的で住みよい町とするために一番重要なまちづくりとして、8の「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を多くの団体があげています。そこで、8に該当する事業として、25年度においてあなたの課はどのような協働事業を実施されていますか。

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
自主防災組織資機 材購入補助	自主防災組織	750千円	自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が行う防災資機材購入等に対し、補助金を交付	自治会が自主的にその地域の防災対策を確立する。
自主防災組織防災 訓練	自主防災組織	0千円	地域防災力の向上を推進する。	訓練を通して、地域防災力の向上を図る。
防災リーダー研修 会	自主防災組織リ ーダー	0千円	地域の防災リーダーを育成する。	地域の防災リーダーとして、知識、技能等を習得する。
避難所運営連絡会	避難所運営自治 会	0千円	避難所を管理運営するための方向性を示す。	秩序ある避難所の運営を図る。
自治会活動支援事 業	町内23自治会	6,234千円 交付金/補助金	住民の地域における連帯感や、信頼関係を深めるため、自治会が行っているコミュニティ活動に対して支援する。	自治会独自の活動の推進と行政活動に対して連携協力し、住みよいまちを作る。

集会所管理助成事業	地域集会所運営委員会連絡協議会、地区集会所管理者	7,386千円 交付金/補助金/ 委託料	住民のコミュニティ活動の場となる地域集会所の管理運営を指定管理者へ委託すると共に、地区集会所の円滑な運営を補助する。	住民のコミュニティ活動の場である。地域集会所、地区集会所の適切な管理運営、使用を行う。
住民活動支援事業	住民活動を行う人	1,102千円 保険料	住民活動補償制度の実施等により、より多くの町民が地域活動に参加し、安心して協働のまちづくり活動ができるようにする。	住民活動を活発に行う。
防犯灯整備事業	町内23自治会	0千円	地域の要望による防犯灯の設置。防犯灯の維持管理。	防犯灯の球切れ等の修繕連絡。
平和推進事業	平和フェスティバル実行委員会	0千円	核兵器廃絶、恒久平和の実現を訴える広告塔の設置、展示やイベント等を実施して平和思想の普及、平和意識啓発を図る。(民間団体と共催してイベントを実施)	平和フェスティバル in さむかわの開催
商店街活性化事業	商店会	2,499千円	商店会が設置する街路灯電灯料の一部を補助	安全でこぎわのある商店街にすることで、商業活性化につとめる
木造住宅耐震促進事業	S56以前に建築された木造住宅を所有し、居住する個人	5,850千円	木造住宅の耐震化の促進及び費用の一部の補助	被災時の建物倒壊等による道路寸断等の町内被害の低減
寒川駅北口地区土地区画整理事業	まちづくり協議会(区域内権利者)	0千円	都市基盤をはじめ、中心市街地及び優良なる住宅地の形成	個性あるまちづくりの実現に向けての方策及び地区の将来像の調査研究
防火団体育成事業	危険物安全協会	80千円	事務局事務	危険物等の貯蔵取扱い管理の適正化及び危険物に起因する災害防止に努める。
防火団体育成事業	女性防火クラブ	50千円	事業の遂行	一般家庭からの火災を防止するため、火災予防思想の高揚を図る。

回答事業数：14

(3) 前問の(2)以外であなたの課の25年度事業で、協働事業と言えるものがあれば記入してください。

(まちづくり指針番号1の事業)

～子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
青少年育成事業	子ども会	175千円	補助金等による子ども会活動の支援	子ども会活動実施主体

「地域のせんせい」 ふれあい推進事業	各校多数	1,900千円	謝礼による事業支援	事業実施主体
-----------------------	------	---------	-----------	--------

回答事業数：2

(まちづくり指針番号2の事業)

～子育て環境の整ったまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
防犯対策推進事業 費	児童安全監視協 力者	150千円	消耗品の購入による事業支 援	事業実施主体
ファミリーサポ ートセンター	登録会員	0千円	お願い会員とまかせて会員 を繋げる	有償ボランティアによる子 どもの預かり
ふれあい塾運営事 業	町民	550千円 (謝礼)	ふれあい塾運営事業の実施	ふれあい塾に参加する児童 の見守り

回答事業数：3

(まちづくり指針番号3の事業)

～歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
地域文化振興事業	寒川町文化祭実 行委員会	500千円 ※委託金	寒川町文化連盟を中心とす る文化祭実行委員会に第4 4回寒川町文化祭の実施を 委託。事務局として個々のイ ベント実施を支援するとと もに、開会の式典・イベント を開催する。	実行委員会を構成する各団 体が、ステージ、大会、展 示・実習等を開催する。
地域文化振興事業	寒川町文化連盟	200千円	寒川町文化連盟へ補助金を 交付して町民の文化活動を 支援し、地域文化の振興を図 る。	さまざまな文化活動を行う 団体相互の連絡協調、組織 活動の拡充、文化活動の振 興。
学習団体活動支援 事業	寒川町PTA連絡協 議会	200千円	指導者の育成。補助金による 事業支援	事業実施主体
学習団体活動支援 事業	寒川町婦人会	200千円	補助金による事業支援	事業実施主体
文化財保護事業	寒川町祭ばやし 保存会連合会	36千円	補助金による事業支援	事業実施主体

回答事業数：5

(まちづくり指針番号4の事業)

～豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
相模川美化キャン ペーン	町民、事業所、協 力団体	0千円	ごみ袋、軍手の準備、周知 連絡、調整、収集ごみの処理 等	美化意識の向上、ごみのな い町づくりを推進するた め、ごみの収集や分別に参 加する事
住みよい環境を守 り育てるまちづく り条例啓発キャン ペーン	実施場所に最寄 りの中学校や商 店会、商工会、ボ ーイスカウト	0千円	啓発チラシ作成、啓発物品の 準備、連絡、調整等	街頭にて、チラシ及び物品 を配布し、啓発活動に参加 する事
まちぐるみ美化運 動	自治会、事務所、 協力団体	0千円	ごみ袋、軍手の準備、周知、 連絡、調整、収集ごみの処理 等	町民の美化意識の向上や地 域の環境美化を推進するた め、ごみの収集や分別に参 加する事。自治会には周知 して頂いている。
目久尻川・小出川美 化キャンペーン	自治会、町民、事 業所、協力団体	0千円	ごみ袋、軍手の準備、周知、 連絡、調整、収集ごみの処理 等	気持ちよく散歩できる河川 を目指して河川美化の啓発 や地域での自主的なごみ拾 いの輪が広がるようにごみ の収集や分別に参加する 事、自治会には周知やごみ 袋の配布をして頂いている。
環境美化活動	自治会、協力団体 等	0千円	収集ごみの処理等	自主的な環境美化活動を実 施する事（ごみの収集、分 別）
アライグマ捕獲作 戦	協力団体、個人	184千円	連絡、調整、捕獲したアライ グマの処分、協働相手との作 業	豊かな自然と快適な生活環 境を守るため、檻の補強、 見回り、エサ設置、連絡等
目久尻川クリーン 作戦	さむかわエコネ ット	250千円	道具の運搬、収集ごみの処理	身近な緑と水辺を守り、育 て、夢をもてる美しく豊か な町の実現を目指し、河川 のごみを拾い分別する。
生き物調査隊、 野鳥観察会	さむかわエコネ ット	250千円	事業の計画、物品の用意、講 師の手配	自然環境とふれあい、町に 生息する生き物を調査・採 集し、その生態を知る事で、 環境について学ぶため調査・ 観察の補助及び調査環境の 整備をする。
保存樹木補助事業	保存樹林、樹木を 所有する個人	0千円	貴重な樹木、樹林を保全す るために、保存樹木、樹林等 を指定し補助する。（補助につ いては平成23年度より休 止中）	指定された樹木、樹林が汚 損しないよう保全に努め る。

回答事業数：9

(まちづくり指針番号5の事業)

～地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
地域別まちづくり 懇談会開催事業	寒川町民	0千円	懇談会を開催することにより、協働意識の醸成と、その話し合いの中から新たなコミュニティ組織の形成が図られるように促進する。	地域における課題について、行政と情報を共有し共に解決していけるように取り組む。
地域担当職員推進 事業	自治会	0千円	地域担当職員を自治会単位で配置し、定例会に出席し、地域の課題を収集し、その対応を考えるほか、行政情報の発信をおこなっている。	自治会定例会で地域の課題を町へ伝えて情報を共有し、課題解決へ向け行政と共々考える。
地域間交流促進事業費	さむかわ国際交流協会	50千円 ※年会費	さむかわ国際交流協会に団体会員として加入し、外国籍町民や海外からの訪問者、留学生などとの交流、海外訪問等の活動を支援する。	日本語教室の開催、ホームステイ受け入れ、ハロウィンプログラムやニューイヤーパーティーの開催などを通して寒川町民と諸外国との人々との人的、文化的交流を図り、国際親善と国際理解を深め、町民の国際的視野を広げる。
カヌー指導ボランティア養成講座	寒川総合スポーツクラブ	288千円	・講座開催の広報 ・カヌー指導者を町事業に活用する。	カヌー指導者を養成する。
東海道新幹線(仮称)倉見新町駅促進協議会交付金	東海道新幹線(仮称)倉見新町駅促進協議会	375千円	補助金による事業支援	東海道新幹線新町駅誘致地区周辺のまちづくりについて調査、研究及び検討を行う
田端西地区まちづくり事業	田端西地区土地区画整理組合設立準備会	0千円	田端西地区のまちづくりの推進	組合区画整理事業を実施し、21世紀型インターチェンジ周辺のまちづくりを実施する

回答事業数：6

(まちづくり指針番号6の事業)

～保健と福祉の充実したまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
社会福祉協議会補助事業費	寒川町社会福祉協議会	38,043千円	補助金による事業支援	事業実施主体
戦没者遺族等援護事業費	寒川町遺族会	575千円	補助金による事業支援	戦没者等の遺族や原子爆弾被爆者の福祉の増進を図る
保護司会活動支援事業費	茅ヶ崎地区保護司会	85千円	補助金による事業支援	社会を明るくする運動、更生保護活動、犯罪予防活動等の推進

さむかわ元気プラン推進	関連団体19団体	0千円	・本プランに係る正しい情報や有益な知識を普及・啓発 ・団体のサポート。	団体の特性を活かした活動を行う。
ライフステージ別食育講座	寒川町食生活改善推進団体	0千円	・食育講座の企画・調整・広報 ・団体との調整・実習内容の助言	調理実習内容の検討、献立表作成

回答事業数：5

(まちづくり指針番号7の事業)

～産業が発展し活力のあるまちづくり～

事業名称	協働相手	H25 補助金 予算額	課の役割	相手の役割
さむかわちよい呑みフェスティバル	寒川駅北口商店会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (広報PRなども含む)	事業実施主体
イルミネーションフェスタ	寒川駅北口商店会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (公園の利用申請、ゴミ減免、広報PRなども含む)	事業実施主体
地元を知ろう！ちよい体験さむかわ	寒川駅北口商店会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (公園の利用申請、ゴミ減免、広報PRなども含む)	事業実施主体
寒川びっちょり祭	寒川びっちょり祭実行委員会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (公園の利用申請、ゴミ減免、広報PRなども含む)	事業実施主体
さむかわ神輿まつり	さむかわ神輿まつり実行委員会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (公園の利用申請、ゴミ減免、広報PRなども含む)	事業実施主体
小出川彼岸花まつり	小出川彼岸花団体協議会	0千円	協力団体として、事業実施のサポート (広報PRなども含む)	事業実施主体
寒川みんなの花火	寒川みんなの花火実行委員会	0千円	後援団体として、事業実施のサポート (公園の利用申請、広報PRなどを含む)	事業実施主体

回答事業数：7

(4-1) あなたの課において、今後協働事業として実施していきたいと思う事業はありますか。あれば事業内容について記載してください。特に高齢者の方々をお願いしたいものがあれば、それも記載してください。なお、(4-2)に記載したものと重複は避けてください。

(1)既に実施決定しているものは、こちらへ事業内容と協働の相手を記載してください。

協働の相手	事業内容
町民	「地域コミュニティセンター機能設置事業」各公民館などに、地域の実情に応じて地域コミュニティの場としての機能を設置します。
体育協会参加の種目別協会。	スポーツ施設内のグラウンド整備など。
読み聞かせ・紙芝居活動交流会（紙芝居パチパチ座）	読み聞かせボランティアの交流会。事業周知と実演指導協力。
家庭教育講演会（紙芝居パチパチ座）	講師の紹介と周知協力

(2)まだ具体になっていない構想段階のものは、こちらへ事業内容を記載してください。

事業内容
「住民提案制度」町民との協働のまちづくりをさらに進めるため、個別・具体的な町民協働を支援することを目的とする。
高齢者が福祉施設等でボランティアを行い、ボランティアポイントの付与を行う・入所者の話し相手・清掃・洗濯及び洗濯物をたたむ 等
NPO法人等への巡回ひろば等の運営
スポーツ施設の除草
公園愛護会事業（公園等周辺の住民に公園等の除草や清掃等の簡易な維持管理をしていただく事業）

(4-2) 超高齢者社会をむかえ、高齢者の生きがい対策や社会参加の重要性が言われております。現役時代のキャリアを社会に還元したいという方々も多くおられることから、本庁並びに出先機関におけるボランティアの受け入れの有無と内容をお聞きします。

この業務は高齢者の方にボランティアであればやってもらってもよいというものがありましたら、どんなことでも結構ですのでご記入ください。

ボランティア内容
<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水路の除草や泥上げ ・学校の簡易な維持修繕 ・公民館講座の講師 ・おはなし会の読み手 ・書架整理 ・講座の講師

(町政参加・パブリックコメントについて)

町民の意見を聞き施策に反映するため、パブリックコメントの手続きを実施していますが、提出される意見が少ない状況が続いています。そこで次の設問について回答をお願いします。

- (5-1) パブリックコメント手続きの規則第5条では、広報、町ホームページやその他適当と認められる方法により町民へ周知することになっています。あなたの課ではこれまでのパブリックコメントにおいて、その他適当と認められる方法で何か実施したことがありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

回 答	回答数	比 率
1 : その他の方法も実施したことがある。	0	0.00%
2 : 規則にある広報、町ホームページ、町施設への提出だけで実施しているのではない。	14	43.75%
3 : これまでパブリックコメントを実施したことがない。	18	56.25%
回答1の場合の内容		
該当なし		

- (5-2) パブリックコメント案の公表については、規則第6条第3項で町ホームページ、町施設のほか、第9号で町長が特に必要と認められる場所と規定されています。あなたの課では第9号の適用がありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

回 答	回答数	比 率
1 : 適用したことがある。	1	3.13%
2 : 適用したことがない。	13	40.63%
3 : これまでパブリックコメントを実施したことがない。	18	56.25%
回答1の場合の具体的な場所		
保育園		

- (5-3) あなたの課では規則に規定はありませんが、町民からパブリックコメント案に対し広く意見が提出されるように案の説明会を実施したことがありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

回 答	回答数	比 率
1 : 実施したことがある。	2	6.25%
2 : 規則どおり実施しているので町民や団体には実施したことがない。	12	37.50%
3 : これまでパブリックコメントを実施したことがない。	18	56.25%
回答1の場合のパブリックコメント名称及び実施先		

- ・対象を定めない自由参加の町民説明会
- ・高度地区（町民センター、南部文化福祉会館、北部文化福祉会館にて実施）

(5-4) 現在、町の広報で単に「パブリックコメント」としているものを、「パブリックコメント（町民意見の公募）」と変えたらわかりやすくなるのではないかという意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：賛成である。	24	75.00%
2：問題があるので反対である。	1	3.13%
3：わからない。	7	21.88%
回答2の場合の問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・かみくだくのであれば、「〇〇に関するあなたの意見募集」などの方が良いのではないか。 ・いっそのこと、日本語表記だけにしてしまってもどうか。 		

(5-5) パブリックコメント案の概要の部分だけを自治会の回覧版で各家にまわすことで、今より町民は容易に概要を知ることができ、また町としてやろうとするものの周知が図れ、町民の関心が増すという意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：賛成である。	14	43.75%
2：問題があるので反対である。	5	15.63%
3：わからない。	13	40.63%
回答2の場合の問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・概要であれば、回覧ではなく配布が適当ではないか。 ・パブコメの対象となるものが、すべて「概要の部分だけ」を抜き出すことで町民にその内容を正確に伝えることができるか疑問 ・自治会に加入していない人もいるので、広報・HPが良いと思う。 ・周知方法として、説明会等を行うなど紙面での周知以外の方法も必要ではないかという意味で不明とします。 ・反対ではないが、回覧は次へ早く回さなければと思いが働くため、じっくり読んでもらうような内容はあまり適さないと思います。 ・1回の回覧に1,500部分の紙を用意する必要がある。また、事務量や作業量が増える。 		

(町政参加・審議会について)

町民参加による町制運営のひとつで、公募委員も参加している審議会についてお聞きします。

- (6-1) 審議会で一言も発言しない委員もいるという声を聞きますが、あなたの課では公募委員や他の委員の議論によって結論を導くような審議会運営が行われていますか。

回 答	回答数	比 率
1 : 行われている。	1 2	37.50%
2 : そう努めているがなかなか難しい。	4	12.50%
3 : 審議会を所管していない。	1 6	50.00%

- (6-2) 公募委員は町民感覚の代表としての役割を求められているわけではないのですが、あなたの課では公募委員にどのような立場での発言を期待しているのか説明していますか。

回 答	回答数	比 率
1 : 事前に説明し公募委員が発言しやすくなるよう努めている。	3	9.38%
2 : 特に説明していない。	9	28.13%
3 : 公募委員のいる審議会を所管していない。	2 0	62.50%

- (6-3) 公募委員以外の委員について、委嘱に際して審議会の設置目的やどのようなことを議論してもらいたいのかを説明していますか。

回 答	回答数	比 率
1 : 資料で説明している。	1 0	31.25%
2 : 口頭で説明している。	4	12.50%
3 : 特に説明していない。	4	12.50%
4 : 審議会を所管していない。	1 4	43.75%

- (6-4) 公募委員については、多くの町民の参加や広く人材を求めること等で1人1審議会の就任制限があります。そこで、その他の委員についても特別の事情がある場合を除き、同一人の審議会の兼任を制限したらどうかという意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1 : 一定の期間に開催が集中することがあるので、委員がその職務を十分果たしていけるよう兼任は2つまでとか一定の制限をしても良い。	1 4	43.75%
2 : 特に問題はないので今のまま制限する必要はない。	1 6	50.00%
3 : 未回答	2	6.25%

(6-5) 第3次さむかわ男女参画プランでは、女性委員の審議会登用率30%を目標にかかげていますが、進捗状況は必ずしも十分ではありません。そこで、女性の登用が進まない原因をいくつか想定し、それに応じた所管課の取り組むべき方策を指針として定め、女性の参加を促進したらどうかという意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：指針が示されれば、それにそって努力したい。	25	78.13%
2：当課は、目標は達成できているので必要ない。	0	0.00%
3：それぞれが工夫して努力することなので必要ない。	4	12.50%
4：未回答	3	9.38%

(6-6) 審議会における公募委員の定数は、15人以下の審議会は1人となっていますが、これを男女1人ずつの計2人としたらどうかという意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：賛成である。	14	43.75%
2：問題があるので反対である。	17	53.13%
3：未回答	1	3.13%

回答2の場合の問題点

反対意見

- ・公募委員の応募が少ない現状で性差による制限を設けた上で人数を増やすことは現実的ではない。時期尚早と考える。
- ・現状でも応募者が少ないという印象がある。定数の少ない会議で公募委員が決まらなると会議の開催に支障が生じる。
- ・応募数が少ないため欠員が出る可能性がある。
- ・現状でも公募が揃わないこともある中で一名ずつ男女を選ぶというのは時期尚早。男女かは会の総員数についていうことで、公募に個別に枠を作るべきでない。6-5についても、推薦してくる団体の都合によるもので、男性、女性か指定するわけにはいかない。審議会の性格によっても女性のいない団体に推薦依頼することもある。
- ・公募委員に欠員が出ている現状をみると男女各1名は厳しいと思われます。
- ・公募委員について募集しても、応募が無い状況であり、難しいと思われる。
- ・公募をしても集まらず、欠員になってしまっは意味がない。
- ・定員を超える応募がある状況になった。次の時期に実施すべき。
- ・現在の公募委員の応募状況から、2人とするのはいかがか。また、男女共同参画プランとの整合性を図るためにも、それぞれの審議会の職指定委員の見直しを実施することが第一段階ではないかと思う。
- ・公募委員の定数については、現状のままで良いのでないか。
- ・定数を増やさずに公募委員を増やすことになれば、専門的な識見を有する委員を減ずることになりかねない。

- ・女性が2名のみ、あるいは男性が2名のみ応募だった場合の対応を考慮すべきではないか（男女混合で3名以上の応募があった場合は適用するというのはいいか）
- ・男女を分ける必要を感じない。意識の高い方を選任すべき。
- ・その他の委員の男女バランスもあり、必ずしも男女1名ずつが望ましいとは言えない。
- ・性別だけでなく適性を重視すべき。
- ・特に男女の区別をする必要はないと思うから。
- ・性別ではなく、適性を重視すべきだと思う。
- ・当審議会の委員は土地区画整理法第58条により、施行区域内の宅地の所有者及び借地権者を有する者の選挙による選出のため、委員の公募は行いません。

賛成意見

- ・賛成であるが、男女がそろわないことで会議が開催できなくなることはないようにする必要がある。
- ・必須にしなければ

(寄せられた意見について)

(7-1) 町民活動団体アンケートでは、「町は積極的に協働という手段を使って、課題を解決していくべき。」という意見も寄せられました。あなたの課は次のどれに該当しますか。

回 答	回答数	比 率
1 : そのような考え方で既に実施している。	8	25.00%
2 : やりたいと思うが、相手が分からない。	1	3.13%
3 : 協働で解決するような課題を抱えていない。	19	59.38%
4 : やらうと思うが次のような問題がある。	3	9.38%
5 : 未回答	1	3.13%
回答4の場合の問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、町で管理している公園等の維持管理(除草清など)を地元自治会等をお願いする公園愛護会制度の設立を検討している。参加団体集め、持続可能な運用方法等の課題がある。 ・相手方との関係に問題が生じている。 ・行政主導の是非と責任の所在 		

(7-2) 同アンケートで条例の認知度を聞いたところ、条例特集を広報した1ヶ月後のアンケートでしたが、ある程度内容も知っていると感じた方は30%でした。「自治会から町に提出した問題を聞いただけにしないで、町からの回答を広報にのせれば、私たちが読んでみたくなる広報になると思う。」という意見に対してお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：賛成である。	27	84.38%
2：問題があるので反対である。	4	12.50%
3：未回答	1	3.13%
回答2の場合の問題点		
<p>反対意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなさんが、「広報さむかわ」は読んでみたいと思っていないことについては、今後紙面編集の時に意識していきたいと思えます。問いの主旨として、自治基本条例において、まちづくりは行政と町民と企業とが協働して行う、という部分の「協働して行う」ものがどのようなものが見えない、一つの事例として町民が提案したことについて行政はどのように考え、どのように取捨されているのかを、「広報さむかわ」といった媒体を活用して見える化することにより、住民協働をPRすることであれば、掲載するものが際限なく広がる可能性があり掲載は反対です。どんな提案（課題）を取り上げるのか、毎月掲載するのか、といったところを広報担当では判断しかねます。かつて広報広聴担当だった時に、「町長への手紙」のやり取りを広報紙へ掲載してはどうか、という提案がありました。しかし紙面の編集を考えると一つしか課題を取り上げられないことと、その際に2つ以上の手紙があり回答が終わったものがあつた場合、どのような視点で掲載する課題を選んだのか説明がつかないこと、掲載した内容について意見が出た場合の取り扱いが決められなかったことから、広報紙への掲載を見送りました。紙面を使つての往復書簡連載という形は、さまざまな情報を町民や企業のみなさんに提供しようとした場合に、有用な情報掲載になってくるのかは疑問です。その上で、提案された内容によっては、提案者に回答をした上で、逆に町としてその課題について、広く町民や企業のみなさんにお知らせした方がいい、と担当課で判断されれば、「町からのお知らせ」のページに、担当課からの「お知らせ」や「お願い」という内容で掲載依頼をいただき掲載していくという形で行うことは可能です。また事例の自治会からの問題提起について、町で回答をしているものは「自治会だより」に掲載すれば、広報と同様に全戸配布をしていることから、自治会の活動のPRにもなりますし、自治会への加入促進の一つ話題になるのではないのでしょうか。） ・自治会からの要望は、予算が絡む案件が多く、予算が確保できない現状では、「検討します」の回答がほとんどとなるのでは。不信感を招く。 ・ケースにより判断が分かれる場合、可否のみが先行し、何でも対応してもらえると誤解を招く可能性がある。 ・広報の紙面には限りがあるのでHPなどの活用でいいのでは？ <p>その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会からの意見等についてのみ、回答を掲載するのか？ PTA、湘南地域連合（勤労者）など、さまざまな団体から意見等は寄せられていると思うので、その扱いも検討が必要になってはこないか？ 		

- ・自治会から提出されたものだけでなく、町長への手紙や提案制度についても回答を公表してはどうか。

(7-3) 同アンケートでは、町民活動団体から新会員の加入につながる団体の紹介など、広報による支援を望む声も寄せられました。これについて考えをお聞きします。

回 答	回答数	比 率
1：賛成である。	27	84.38%
2：問題があるので反対である。	4	12.50%
3：未回答	1	3.13%

回答2の場合の反対の理由と対案

反対の理由と対案の意見

- ・現在、広報担当に直接サークルの会員募集記事を掲載して欲しい、といった要望については、お断りさせていただいています。理由としては、広報担当ではその団体の活動状況がわからず、中にはお稽古事の生徒募集とも言いかねない内容が含まれており、営利活動との区別ができないためです。町民活動団体の活動紹介を掲載することについては、以前「すてきな仲間たち」というコーナーを設けて公民館サークルの紹介をしていました。このコーナーは、紹介する団体の発掘が広報担当でできなかったこと、公民館等に紹介をお願いしていましたが、協力が得られにくい状況になったこと、また、コラム、連載ものがマンネリ化してしまったことを理由としてコーナーを取りやめました。以上のことから、会員募集というよりも、団体の活動紹介という切り口で広報に掲載をして、住民活動の活発化につなげる主旨には賛同します。しかし、広報編集担当としては次の課題があると考えます。

○文化サークルやスポーツ団体、環境団体と住民が関わっている団体は分野が多岐にわたります。そこを偏りなく取り上げる仕組みを作ること。

○各団体の活動内容から営利的要素があるかないか判断すること。

○その判断をどこでとりまとめるのか。(場合によっては、掲載されたものを見て逆に「売り込み」に来ることも考えられます)

- ・政治色、宗教色を持った団体の場合の対応が不明。
- ・広報の紙面には限りがあるのでHPなどの活用でいいのでは？
- ・ページ数に限りがあり、すべてを掲載することは難しいが、広報と同時配布の依頼をしてはどうか。

その他意見

- ・新規会員募集の記事については、文化団体やサークルなどからも広報掲載の要望が寄せられている。全てに対応すると膨大な数になると思うので、どこまでを町民活動団体とするか、検討が必要だと思われる。

(7-4) 同アンケートでは、町民のまちづくりへの参加を促進するために町として次のような取り組みが必要という意見がありました。あなたの課の事業として、事務分担上で明記されているものをお聞きします。

～事務分担省略～

あなたの課の事務分担上で記載があれば該当する番号の欄に1を入力してください。
(複数選択可)

事務分担		回答数	比率
1	地域活動リーダーの育成や知識習得を目的としたセミナーを実施すること。	4	10.81%
2	まちづくりを行っているグループ、団体の情報を集め情報として提供すること。	2	5.41%
3	毎月の各種イベント情報を収集し、広報さむかわ以外でも広報すること。	1	2.70%
4	町民が会合で集まる場所の提供に関すること。	1	2.70%
5	活動上で困っていることを解決してくれる専門家を紹介すること。	1	2.70%
6	先駆的または公益的な取り組みへの人的支援をすること。	0	0.00%
7	先駆的または公益的な取り組みへの資金支援をすること。	0	0.00%
8	まちづくりに関する情報の広報に関すること。	0	0.00%
9	該当なし。	28	75.68%

回答数：37

(7-5) 次の意見についてお考えを聞かせてください。

- ① 町づくり推進会議でいろいろな事が研究されているようだが、研究事項について報告書が提出されると思う。この報告書について職員に報告会を開催してほしい。

回答	回答数	比率
1：そう思う。	18	56.25%
2：そう思わない。	14	43.75%

- ② 条例を策定する前にもっと職員に対して研修を行ってくれば、職員も参加しもっと寒川らしい条例を作れたはずだ。

回答	回答数	比率
1：そう思う。	10	31.25%
2：そう思わない。	22	68.75%

- ③ 人への投資が大事であることは、町として当然のことであるが、職員に対してなかなかそうなっていない。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	22	68.75%
2 : そう思わない。	10	31.25%

- ④ 職員の意識の中に協働をすすめようという意識がほとんどないのではないか。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	4	12.50%
2 : そう思わない。	27	84.38%
3 : 未回答	1	3.13%

- ⑤ これまで事業上で協働をしようとしたが、パートナーとなる担い手を見つけるのが難しかった。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	6	18.75%
2 : そう思わない。	5	15.63%
3 : そのような事業を所管していない。	20	62.50%
4 : 未回答	1	3.13%

- ⑥ 一方で今まで協働を意識していない町民に、どうやって関心を持ってもらうか、各課でも至急検討をはじめめる必要がある。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	16	50.00%
2 : そう思わない。	15	46.88%
3 : 未回答	1	3.13%

- ⑦ 町が町民に協働と言うと「ボランティアの押しつけ」と思われがちなので、職員が目的と意識をしっかりとって町民に向きあうことが大切だと思う。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	32	100.00%
2 : そう思わない。	0	0.00%

- ⑧ 業務で協働に携わっていない職員もいるので、職員が協働について理解を深め、うまく協働のまちづくりを実践していける職員向けの手引書があった方が良い。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	25	78.13%
2 : そう思わない。	7	21.88%

- ⑨ 協働は説明責任と透明性が大事なので、協働した場合はその成果や今後の改善点を協働したパートナーと議論し、記録に残し、これを町民に見えるようにしておけば、次に協働のパートナーとなろうとする者も手を上げやすくなる。

回 答	回答数	比 率
1 : そう思う。	26	81.25%
2 : そう思わない。	5	15.63%
3 : 未回答	1	3.13%

(自治基本条例について)

- (8-1) 職員アンケートで自治基本条例の策定により、業務遂行上で意識の変化があったと考えている職員のうち約6割の方が町民への情報提供を心がけるようになったと答えています。まさに情報は求められたら出すのではなく、町民のために情報を集め、その情報使ってもらふことにより公益を実現するという考え方への変化だと思えます。

また、町民活動団体アンケートでも町が持つまちづくりの課題などの情報をわかりやすく広報することが重要という意見が多く寄せられました。

そこでお聞きしますが、今年度まちづくりの課題などの情報を何か提供しましたか。
(複数選択可)

回 答	回答数	比 率
1 : 町の広報さむかわを使って提供した。	6	15.00%
2 : ホームページを使って提供した。	4	10.00%
3 : 町民の会合で資料提供した。	1	2.50%
4 : その他の媒体を使って提供した。	5	12.50%
5 : 提供なし。	24	60.00%
提供した内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に関する広報を実施 (広報8月号) ・保育園の民設化、子ども・子育て支援新制度の導入 ・6月が食育月間であることから、食育計画を包含するさむかわ元気プランに基づき、課題・具体的取り組みなどを周知した。「食育で食べる力を育てる・実践する」 ・アンケート ・環境に関するイベントへの参加の状況、生物多様性、生活環境における環境基準の 		

- 達成状況や経年変化や緑地の保全、ごみの減量化資源化、温暖化防止に向けた取組
- ・寒川町からのお知らせ（ツインシティ倉見地区の骨格である道路に関する都市計画の進められています）
- ・H24・25 寒川町社会教育委員会調査研究「社会教育関係団体の育成について」報告書
- ・危険物安全協会会報にて、法改正等の情報を提供した。

(8-2) 上記(8-1)の設問で、「1：町の広報さむかわを使って提供した。」の場合、今年度、広報紙の1ページ以上を使って提供した記事があれば、その記事の該当するまちづくりの指針番号(設問(1)参照)と広報掲載月を記入してください。

広報掲載月	指針番号
4月号	1、2、3、4、5、6、7、8
5月号	4
6月号	6
8月号	1、2、3、4、5、6、7、8
11月号	1、2
12月号	3

(9) 条例第10条第2項で「町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。」と規定し、町民として地域に積極的にかかわることが求められています。

あなたの課において現在出来ていると思いますか。(個々の職員でなく、課の職員全体として見た場合で回答してください。)

回 答	回答数	比 率
1：充分出来ている。	3	9.38%
2：どちらかといえば出来ている。	17	53.13%
3：どちらかといえば出来ていない。	11	34.38%
4：未回答	1	3.13%

回答1又は2の場合の職員が関わっているまちづくり活動

- ・地域イベントへの積極的参加
- ・自治会活動や地域行事への積極的な参加
- ・自治会活動・美化運動・びっちょりまつりなどのイベント
- ・自治会、ボランティア活動団体
- ・花ボランティア
- ・自治会活動等
- ・自治会、事業所等の防災訓練に年間を通し参加している。
- ・自主防災組織の訓練等

- ・美化運動等、美化キャンペーン、目久尻川クリーン作戦（他、同内容7件あり）
- ・PTA 活動
- ・社会教育事業の実施
- ・明るい選挙推進活動
- ・公民館まつり、各種講座等地域住民と関わりながら業務を行っている

回答3の場合の出来ていないと思う原因

- ・職員個人個人が業務ではなく、地域社会の一員として個々に参加していることに対し、把握していない。
- ・職員全体としては求められていないから
- ・町民が少ない
- ・活動日（土日）は開館しているため参加するのは難しい
- ・まちづくり活動がない
- ・協働事業がないため
- ・該当する業務がない
- ・事務局として該当する事業がない。
- ・出来ていないというか、業務内容において活動が無い。

(10) 条例第11条「町民の責務」では、町民は、まちづくりの主体としてまちづくりに関する活動に積極的に参加するとともに、責任ある言動が求められていますが、あなたの課のまちづくり事業への参加状況はどうか。

回 答	回答数	比 率
1：充分出来ている。	1	3.13%
2：どちらかといえば出来ている。	9	28.13%
3：どちらかといえば出来ていない。	0	0.00%
4：そのような事業を所管していない。	20	62.50%
5：未回答	2	6.25%
回答3の場合の出来ていないと思う原因		
該当なし		

(11) まちづくり推進会議へご意見があればお聞かせ下さい。

意見

- ・なぜ、これまで町民による協働のまちづくりが多く生まれてこないのか。その原因と解決策を整理していただきたいと思います。

寒川町まちづくり推進会議 町民参加研究部会 検討経過

開催日・開催場所	議題・会議概要等
第1回研究部会 平成25年8月20日(火) 町役場東分庁舎2階第3会議室	(1) 町民参加研究部会の進め方について
第2回研究部会 平成25年10月3日(木) 町役場東分庁舎2階第3会議室	(1) 第1回研究部会での主な意見に関して (2) 研究部会の進め方の各項目について ア) 自治基本条例について イ) 公募委員について ウ) パブリックコメントについて エ) 条例第20条第5項について オ) 部会で検討する参加について
第3回研究部会 平成25年11月13日(水) 町役場東分庁舎2階第3会議室	(1) 町民活動団体向けアンケートについて ア) アンケートの分析方法について イ) アンケート結果に対する評価や是非について ウ) アンケートの自由意見に推進会議で回答すべき項目について
第4回研究部会 平成25年12月16日(月) 町役場東分庁舎2階第2会議室	(1) 自治基本条例に係る庁内アンケートについて ア) 庁内アンケートの設問について
第5回研究部会 平成26年1月27日(月) 町役場東分庁舎2階第1会議室	(1) 庁内アンケート(案)について (2) 町民参加研究部会でのその他検討項目について ア) 自治基本条例チェック表の検討について イ) パブリックコメントについて
第6回研究部会 平成26年2月17日(月) 町役場東分庁舎2階第3会議室	(1) 今後の取り組みスケジュールについて ア) 庁内アンケート(案)について イ) 町民活動団体アンケート集計表(案)について ウ) 協働の仕組みの検討について エ) パブリックコメント不実施案件について オ) 議会基本条例について
第7回研究部会 平成26年3月17日(月) 町役場東分庁舎2階第3会議室	(1) 今後の取り組みスケジュールについて ア) 5月開催の幹事会に向けた部会の取りまとめについて イ) 庁内アンケート結果集計(案)について ウ) パブリックコメント不実施案件について エ) 議会活動への町民参加の充実について
第8回研究部会 平成26年5月21日(水) 町役場東分庁舎2階第1会議室	(1) 部会の取りまとめについて ア) 庁内アンケート結果集計(案)について イ) 庁内アンケートで推進会議に寄せられた意見について ウ) その他部会で取りまとめる事項等について
第9回研究部会 平成26年6月9日(月) 町役場東分庁舎2階第1会議室	(1) 部会の取りまとめについて ア) 「町民参加研究部会報告書及び自治基本条例を推進するための庁内アンケート結果」の最終確認について

寒川町まちづくり推進会議 町民参加研究部会委員等名簿

(研究部会活動期間 : 平成25年8月～平成26年6月)

委 員	選出区分等	備 考
斉藤 雅俊	まちづくり推進会議委員 町民 (一般公募)	部会リーダー
新保 千代美	まちづくり推進会議委員 町民 (一般公募)	
脇 文亮	まちづくり推進会議委員 町農業委員会委員	
磯川 健	まちづくり推進会議委員 町青年会議所の構成員	
吉田 悟朗	まちづくり推進会議委員 町議会議員	平成26年3月31日まで
若林 隆	まちづくり推進会議委員 町PTA連絡協議会	平成25年11月27日まで
山本 哲	まちづくり推進会議委員 町PTA連絡協議会	平成25年11月28日から 平成26年3月31日まで
門脇 崇	まちづくり推進会議委員 町PTA連絡協議会	平成26年4月1日から
鈴木 茂	他審議会委員 総合計画審議会 町民 (一般公募)	
竹村 真砂美	他審議会委員 特別報酬等審議会 町民 (一般公募)	
杉山 光生	他審議会委員 環境審議会 (町民・一般公募)	
吉田 了	寒川町 町民部 協働文化推進課 協働担当	事務局